かすみがうら市地域福祉活動計画
概要版

第3期：令和5年度～令和9年度

令和5年3月

かすみがうら市社会福祉協議会

〒300-0121　茨城県かすみがうら市宍倉5462

TEL：029(898)2527

1．かすみがうら市地域福祉活動計画の策定にあたって

（1）計画策定の趣旨

地域福祉の推進及び地域共生社会の実現に向け、かすみがうら市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、かすみがうら市（行政）が策定する地域福祉計画と連動し、かすみがうら市における地域福祉の取組と、本会の行動計画を含んだ包括的な地域福祉の推進を図る指針として「第３期かすみがうら市地域福祉活動計画」を策定します。

策定にあたってはこれまでの第２期地域福祉活動計画を踏まえ、地域の状況を把握した上で、地域における身近な生活課題に対応できる「地域の福祉力」を地域で育てていくため、本計画に基づき、行政、市民、関係機関・団体の皆様と連携・協働で地域福祉を推進します。

●地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが地域で、安心していきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、地域住民や行政、社会福祉関係者が共に支え合い・助け合い、地域の福祉生活課題の解決に取り組む考え方です。

そして、福祉サービスの対象として高齢者・障害者・子どもというように法律や制度で区分けされる福祉に限らず、人権尊重を基本に地域に関わるすべての人が他人事ではなく、自分事として福祉生活課題の解決に向けて取り組んでいくことでもあります。

（2）計画の概要

地域福祉活動計画は、市民、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体等）、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス提供等）を経営する者及び行政機関などと協力し、地域からの福祉のまちづくりを進めるための活動及び行動を行うための民間の福祉行動計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画（行政計画）と整合性を図りながら策定し、行政及び市民、地域・団体等と連携・協働しながら、具体的な活動や事業によって取組を進めます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

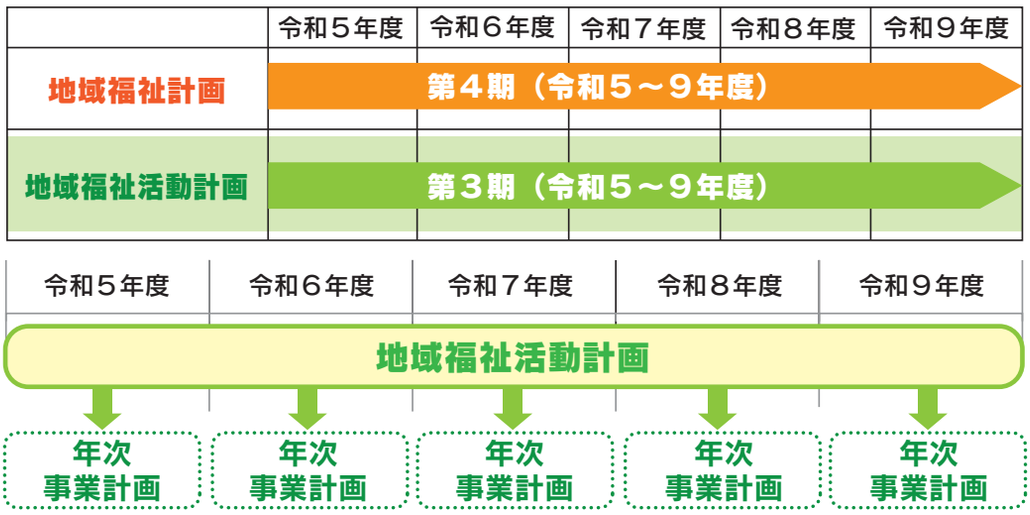

（3）地域福祉の推進姿勢

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）があり、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体として機能を発揮させて補完しあうことにより、はじめて実現することができます。

地域福祉の推進にあたっては、自助・互助・共助・公助の視点を基本に、相互に連携し合った支援を基本に取り組みます。

地域福祉推進の基本視点

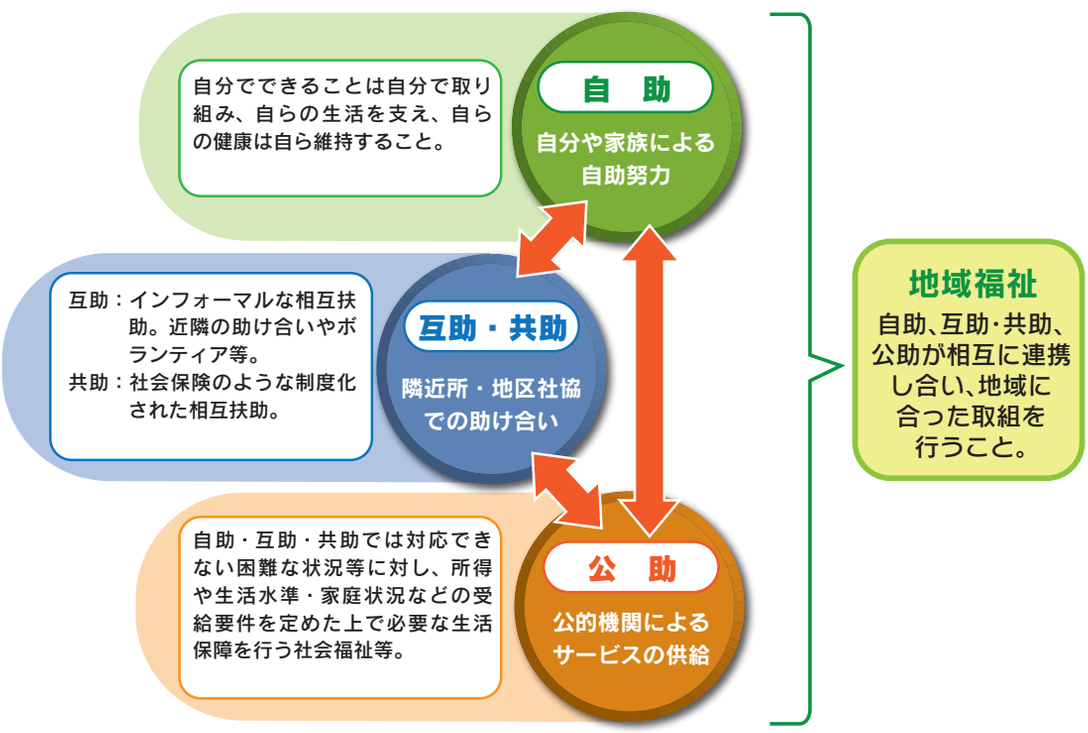

2．基本方向

①基本理念

地域の人々が思いやりの気持ちをもって支えあい、誰一人取り残されない、安心して住み続けられるように、きみの手でみんなの手で共生のまちづくりを推進します。

●基本理念●

互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり

②基本目標

基本目標１

地域を想う人と支えあうつながりづくり【手をとりあう】

福祉に関する広報・啓発活動や福祉教育の推進により、市民の意識高揚を図るとともに、ボランティア活動への支援、福祉に関する人材の育成などで地域福祉への市民参加を促し、多様な主体の連携による地域福祉の推進を図ります。市内で活動している各種団体間の連絡調整・ネットワーク化を図ります。
地域住民等の抱える福祉生活課題に気づき、共有し、関係団体及び地域住民等が自ら課題解決のために取り組んでいけるよう、支えあうつながりの構築を目指します。

基本目標２

包括的な支援体制づくり【手をさしのべる】

地域福祉を支える基盤として、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう保健・医療・福祉サービスの充実が求められています。保健・医療・福祉の連携強化により、市民が必要なサービスを利用して地域で自立した暮らしを継続できるよう、高齢や障害などで支援が必要な人とその世帯、子育て家庭などで支援が必要な人や世帯の相談支援体制の充実を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。
また、福祉サービスを必要とする誰もが、必要なときに適切な情報を入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

基本目標３

安全・安心に暮らせる環境づくり【手をたずさえる】

同じ地域に住む者として住民同士が、お互いに認め合い、支え合いの関係性が広がり、手を携え安心して暮らし続けられる地域づくりが身近なところで進んでいく地域を目標にします。そして、安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、地域の人々が様々な活動への参画を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進します。

③計画の体系

基本理念	基本目標	取組方向（主な施策）
互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり	基本目標１ 地域を想う人と支えあうつながりづくり	（1）福祉教育と心のバリアフリーの推進 （2）地域福祉に関わる人づくりの推進 （3）地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進 （4）地域の見守り・支え合い・交流活動の推進 【手をとりあう（力を合わせる）】
	基本目標２ 包括的な支援体制づくり	（1）相談支援体制と地域包括ケアの充実 （2）保健福祉サービスの適切な利用と情報提供の推進 （3）福祉サービス提供基盤の充実と福祉人材の確保 （4）権利擁護支援の推進 （5）生活困窮者支援と孤立防止の推進 【手をさしのべる（支える）】
	基本目標３ 安全・安心に暮らせる環境づくり	（1）人にやさしい生活環境の向上 （2）就労・社会参加の促進 （3）防犯・防災対策の推進 【手をたずさえる（協力する）】

3．基本計画

基本目標１　地域を想う人と支えあうつながりづくり【手をとりあう】

（1）福祉教育と心のバリアフリーの推進

様々な人との関わりや福祉教育を通じて、一人ひとりの個性・多様性を尊重し合える人づくりを目指します。このため、様々な福祉課題に対して、市民一人ひとりが「我が事」と思う意識を育むとともに、福祉をあまり意識していない人が福祉の基礎知識を学べるよう、幅広い年齢層の意識づけと活動意欲を高めるための福祉教育を推進します。

主な取組

●福祉体験推進事業　自主　●子どもヘルパー派遣事業（受託）

（2）地域福祉に関わる人づくりの推進

地域で活躍する担い手として、年齢・性別等に関わらず、だれもがボランティア活動などに参加できる、参加しやすい環境づくりに向けて、ボランティア活動に関する情報提供を行い、市民が参加のきっかけの機会を創出します。各種ボランティアの育成と活動支援を図っていくため、ボランティアセンターを中心にして新たな担い手の育成、新たな活動への展開を目指した各種ボランティア講座の実施から、実際のボランティア活動につながるように事業を実施します。

福祉サービスの充実と地域の福祉活動が活発になり、困っている人に支援の手が届くように、担い手の裾野を広げ、福祉活動を発展・継続させ、持ち味や特技を活かす場をつくることにより、地域の福祉活動に参加する人を増やします。

主な取組

●地区社協組織の充実　自主　●ボランティアセンター活動推進事業　自主
●ボランティア連絡協議会との連携強化　自主　●元気シニアボランティア事業（受託）
●災害ボランティアセンター運営のための連携強化　自主

（3）地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進

多様化する福祉ニーズに対応し、市民参加による地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会や各種福祉団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図ります。地区社協事業を地区の主軸の活動として、その活動に多様な主体が関わりあい、協働する仕組みづくりに取り組みます。

主な取組

●地区社協事業　自主　●盲導犬介助犬聴導犬飼育管理補助事業　自主
●エコキャップ回収事業・入れ歯回収事業　自主　●民生委員・児童委員活動の支援

（4）地域の見守り・支え合い・交流活動の推進

高齢化の進行や単身世帯の増加など核家族化が進み、地域の関わりの希薄化に伴う孤立や孤独などによりさらに問題が深刻化するケースが懸念されており、地域での日頃からの見守りや気づき、声かけの重要性が再認識されています。市民アンケートで、地域でやれることとしても声かけや安否確認の活動は多く回答されていることから、身近な地域での見守り活動や交流活動等を促進していきます。

主な取組

●ふれあい・いきいきサロン（県補助事業）　●在宅障害児者交流会　自主
●おもちゃ図書館運営事業　自主　● NPO 法人フードバンク協力支援　自主
●歳末たすけあい配分事業　自主　●共同募金・歳末たすけあい募金　自主

基本目標２　包括的な支援体制づくり　【手をさしのべる】

（1）相談支援体制と地域包括ケアの充実

市民が地域の中で安心して生活していくため、生活福祉課題について身近なところで相談できる体制づくりに向け、地域ケアシステムの充実を図り、本会内でそれぞれの専門性を生かして相談が受けられる体制を整えます。

主な取組

●地域ケアシステム推進事業（受託）　●生活支援体制整備事業（受託）
●心配ごと相談事業　自主　●なんでもかんでも相談会（ひきこもり、ニート等）　自主

（2）保健福祉サービスの適切な利用と情報提供の推進

支援が必要な人・世帯が必要なサービスを利用しながら地域で自立して暮らし続けられるように、相談支援から保健福祉サービスの利用に円滑につなげるとともに、実施している各種保健福祉サービスについて周知を図ります。

広報紙については多くの市民に届くよう提供方法の充実を図るとともに、障害のある人等への合理的配慮を行い、点字や音声等による広報手段を拡充していきます。

主な取組

●福祉用具貸出事業　自主　●福祉車両貸出事業　自主　●母子父子福祉事業　自主
●ファミリーサポートセンター事業（受託）　●食の自立支援事業（受託）
●災害見舞金支給事業　自主　●小口貸付資金貸付事業　自主
●生活福祉資金貸付事業（受託）　●居宅介護支援事業　自主
●予防居宅介護支援事業（受託）●要介護認定調査事業（受託）　●広報啓発活動　自主

（3）福祉サービス提供基盤の充実と福祉人材の確保

支援が必要な人が必要な福祉サービスを利用しながら地域で自立して暮らすために、社会福祉協議会の基盤強化と福祉サービスの提供体制の充実を図ります。このため、福祉人材の育成と質の向上を図ります。

主な取組

●社協会費（一般会員・特別会員・法人会員）　自主
●研修等の充実による職員の資質向上　自主
●専門性の高い職員の育成　自主　●企画部門の充実　自主
●市関係及び介護保険等の収入（市補助金・市受託金・市指定管理料・介護保険料）

（4）権利擁護支援の推進

日常生活において、金銭管理や契約行為に不安のある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活を送れるように福祉サービスの利用援助や財産管理等の支援することを目的に行う成年後見制度等について啓発するとともに、市民後見人の育成を含めたこれらの制度が利用しやすい環境づくりを進めます。

主な取組

●日常生活自立支援事業（受託）　●成年後見制度利用促進に向けた啓発（受託）
●成年後見制度利用促進に関する中核機関運営事業（受託）

（5）生活困窮者支援と孤立防止支援の推進

経済的な困窮や、ひきこもり、虐待、ＤＶなどにおいて精神的なよりどころの欠如による人間関係の困窮・社会的な孤立などの問題を抱えている人が増えており、抱えている課題の複雑化・重複化や、見えにくい傾向にあることなどをふまえ、課題を抱える本人とその世帯に寄り添う支援に努めます。

ひきこもりサロン事業については、相談や事業などを継続して実施します。

主な取組

●生活困窮者自立相談支援事業（受託）　●生活困窮者家計改善支援事業（受託）
●被保護者家計改善支援プログラム事業（受託）　●ひきこもりサロン事業　自主
●困窮者食糧支援事業　自主

基本目標３　安全・安心に暮らせる環境づくり　【手をたずさえる】

（1）人にやさしい生活環境の向上

人にやさしい生活環境の向上に向けて、バリアフリーとユニバーサルデザインの視点に立った取組を促進します。

在宅生活を支える生活用具、介護用品、意思疎通支援器具等についての展示や紹介を行い、周知を図ります。バリアフリーに配慮した移動車両の貸出を継続して実施します。

福祉プラザについては多くの市民が利用することから、バリアフリー化や使いやすさの向上を図るための工夫と改善に努めます。

主な取組

●福祉用具などの展示・紹介　●福祉車両の貸出

（2）就労・社会参加の促進

高齢者や障害者が、住み慣れた地域で働き、社会参加を通じて、生きがいをもって生活できる地域を目指し、ボランティア活動や高齢者の生きがい活動、障害者の地域活動支援事業等を推進し、様々な社会参加を促進します。また、生活困窮者等の就労準備支援に取り組みます。

主な取組

●高齢者生きがい事業（受託・補助事業）　●ボランティア活動・地域活動への参加促進
●地域活動支援センター事業（受託）　●生活困窮者就労準備支援事業（受託）
●被保護者就労準備支援プログラム事業（受託）

（3）防犯・防災対策の推進

高齢者や障害者、子どもなどで自然災害等が発生した場合に避難に支援が必要な状況が多く、災害に対する不安が増大しており、災害弱者支援体制の構築を促進します。

地域の防災力を高めるため、災害等の発生時、緊急時等に関する啓発、防災訓練や災害に備えた対策を推進します。

被災時に被害を最小限にとどめつつ、社協事業の継続または早期復旧を可能にするために、BCP の策定、防災マニュアルや訓練内容等の見直しを行います。

主な取組

●地区あんぜんマップの更新　●防災訓練